

平成 21 年度 鉱山保安監督指導について

平成 21 年 4 月
関東東北産業保安監督部

鉱山の保安については、改正鉱山保安法が平成 17 年 4 月に施行されて、今年度は 5 年目となりますが、中小規模鉱山においては、未だ、改正鉱山保安法の基本であるリスクマネジメントシステムに基づく自主保安体制の確立が十分とは言えないため、同システムの定着に向けた一層の取組が必要です。

一方、管内の平成 20 年の災害発生状況を顧みると、死亡災害を含め 11 名の罹災者（死亡 1 名、重傷 7 名、軽傷 3 名）を生じ、第 11 次 鉱業労働災害防止計画の「鉱山災害を撲滅する」という目標は、達成できませんでした。

今年度は平成 20 年度を初年度とする第 11 次 鉱業労働災害防止計画の 2 年目となり、同計画の達成に向けた更なる取り組みが必要です。

また、油の流出及び坑廃水の流出による鉱害が 2 件発生しており、鉱害を発生させないための一層の努力も必要です。

このような観点から、当監督部は、管内の鉱山・製錬場に対する平成 21 年度の鉱山保安監督指導の重点を次のとおり定め、監督指導に万全を期すこととします。

I 監督指導の重点

1. 改正鉱山保安法に基づく自主保安体制の確立

引続き、改正鉱山保安法令を周知させるとともに、中小規模鉱山に対しては、次の事項を重点に指導し、自主保安体制の確立を目指します。

(1) 保安管理体制の確立

保安統括者、保安管理者及び作業監督者並びに鉱山で定めた作業監督者又は作業責任者等、鉱山の実態に則した保安管理体制の整備、保安委員会（鉱山労働者代表）の活動の実効化等を指導します。

(2) リスクマネジメントシステムの構築

各鉱山における現況調査結果、鉱山の規模、操業状況等を考慮し、それぞれの保安活動を活用し、実情に則したリスクマネジメントシステムの構築を目指します。

(3) 現況調査及び保安規程の見直しと遵守

鉱山労働者の積極的な参画による現況調査の実施及び災害情報等の活用によるリスクアセス等の実施を指導し、現場の実態に則した保安規程となるように見直しを行う体制をつくとともに、その内容を遵守する体制づくりを目指します。

(4) 保安意識の高揚

各鉱山の実情に則した保安計画の作成を指導するとともに保安を推進するため

の活動への鉱山労働者の積極的な参加及び保安教育の計画的な実施並びに退避及び救護訓練の実施を指導します。

(5) 各種法手続き等の徹底

特定施設に係る工事計画の届出及び報告事項等の報告については、関係省令及び運用等の周知を図り、遺漏のないよう指導します。

特に、鉱害防止関係特定施設については、各鉱山における自主的な確認及び整理を指導し、所要の手続きが遺漏なく行われるような体制づくりを目指します。

2. 危害の防止

近年の災害発生状況を踏まえ、次に掲げる項目について重点的に監督指導を行います。

- (1) 車両系鉱山機械及び自動車による災害の防止
- (2) ベルトコンベア等運搬装置及び機械による巻き込まれによる災害の防止
- (3) 墜落及び転倒による災害の防止
- (4) 取扱中の器材・鉱物等による災害の防止
- (5) 露天採掘場における残壁及び採掘切羽の崩壊による災害の防止
- (6) 粉じんによる障害の防止
- (7) パイプライン、高圧ガスを製造又は処理するプラントによる災害の防止
- (8) 坑井作業時における墜落、落下物及び取扱中の器材等による災害の防止
- (9) 発破及び火薬類による災害の防止
- (10) 一酸化炭素等の有害ガスによる災害の防止
- (11) コンプレッサー等の管理不良及び火気使用作業等による火災及び爆発の防止
- (12) 選鉱場等の作業場における機械・装置の保安設備、通路等の整備

3. 鉱害の防止

近年の鉱害発生状況、鉱害関係施設の設置状況を踏まえ、次に掲げる項目について重点的に監督指導を行います。

- (1) 坑廃水の排出、油の流出等による鉱害の防止
- (2) 捨石、鉱さい、沈でん物及び表土の集積場の崩壊・流出による鉱害の防止
- (3) 鉱業廃棄物の処理・処分等による鉱害の防止
- (4) 粉じんの飛散による鉱害の防止
- (5) 休廃止坑井の計画的な廃坑措置による鉱害の防止

4. トップヒアリング

災害及び鉱害多発鉱山及び中期的な保安上の課題がある鉱山に対して、経営層から直接鉱山の現状を説明いただき、保安の確保を図ります。

II 監督指導の進め方

1. 立入検査

鉱山保安監督規程に基づき、災害又は鉱害の発生鉱山、保安上の問題を内包する鉱山、自主保安体制の確立が不十分な鉱山等を重点的に検査します。

検査の結果、法規違反事項に対しては、速やかな改善を求めるとともに、重大又は悪質な法規違反等に対しては、行政処分、事件送致等により厳正に対処します。

また、検査結果の概要等については、ホームページに公表します。

(1) 特別検査

災害及び鉱害が発生した場合には、必要に応じて現地検査を行い、災害又は鉱害の原因の究明、保安を確保するための措置について検査を行うとともに、法規違反に対しては、行政処分等の厳正な措置を行います。また、特に重大災害、悪質な法規違反に対しては、司法捜査を行い事件送致等厳正に対処します。

(2) 保安検査

鉱山における自主保安体制の確認及び法令適合性を検査し、リスクマネジメントシステムの構築、定着による自主保安体制の確立を図らせます。

(3) 鉱害等検査

坑廃水等の基準適合状況及び粉じんの作業環境濃度について検査を実施します。

(4) その他検査

長大残壁の崩壊、集積場の崩壊、石油関係施設の破損等第3者に被害が及びリスクの高いもの、休止鉱山における休閉山時等の保安対策等について、重点的な検査を実施します。

(5) 廃止鉱山調査

鉱業権消滅5年未満の鉱山について、法第39条第1項の命令を発動するか否かを判断するための調査を行い、危害及び鉱害防止措置を講じさせます。

2. 情報の提供等

自主保安を推進するため、関東東北産業保安監督部のホームページ及び地区保安研究会並びに保安検査等による災害・事故情報及びリスク低減対策等の情報提供に努めます。

3. 保安技術研修及び保安指導等

中小鉱山等における保安技術の向上、保安教育の推進及びリスクマネジメントの定着促進を図るため、保安指導及び保安技術研修を実施します。

また、今年度も引き続きリスクマネジメントに係る研修又は保安指導を重点に実施します。

4. 保安の啓発等

鉱山における保安の啓発を図るため、引き続き、保安優良鉱山及び保安優良個人の表彰を行います。

また、全国鉱山保安週間においては、実施要領の周知、ポスターの配布等によりその啓発を図ります。

5. 関係団体等との協調

鉱業労働災害防止協会、各地区保安研究会等関係団体との連携を強化し、保安情報の収集、災害・事故情報等の提供を行います。

6. 休廃止鉱山対策

休廃止鉱山における坑廃水処理等の鉱害防止対策については、鉱業権者、関係自治体等が実施する休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の適正な執行に努めるとともに、必要に応じ鉱業権者に対し、適切な措置を講じさせます。